

## opinion



42年生まれ。日本社会事業大学学長を経て05年から現職。01~06年に社会保障審議会障害者部会長を務める。

京極 高宣さん

国立社会保障・人口問題研究所長

# 国民的理解に「負担」必要

障害者自立支援法は「応益負担だから仕方からん」という意見がある。しかし、その批判は必ずしもあたっていない。低所得者には負担の上限を低くする応益的な配慮がなされている。応益か応能かという空中戦ではなく、どんな負担なら国民も納得できるかを議論すべきだ。

「利用者が負担すること」にはいくつかの機能がある。一つは財源の確保。二つ目は需要コントロール。もちろん負担が厳しすぎると利用の停止や抑制につながる。適度な負担にしなければならぬ。三つ目は「ただ乗り」の横行を防ぐことだ。

四つ目はシンボル効果。多少でも自己負担することで権利性が生まれる。「払っているのだから、もっとサービス」と言える。最後に、呼び水効果。障害者も1割を負担しているというところで、国の支出に国民的合意が得やすくなった。実際にこの3年間で障害者福祉の予算が1400億円程度も増えた。これほどの伸びは今までないことだ。

利用者負担の考え方は、私部会長を務めた障害者部会で骨子を決め、導入された。負担せずサービスが少ない方がいいか、負担は若干増える方がいいか。選択肢はこの二つしかない。私は言ってきた。かなり抵抗はあったが、全体として後者で一致したと思っている。

利用者負担の軽減措置もとられ、1割でなく平均3%程度の負担に抑えられている。確かに導入当初は低所得者への配慮が足りなかった。サービスを使ってもらうことが本来の目的で、使わせられないような重い負担ではない。障害者と同じ市民と考えるべきで、市民権が剝奪されている場合には合理的配慮が必要だが、市民権以上のものを置くのは反対だ。介護保険や後期高齢者医療制度も1割負担だ。そうでないと国民的理解は得られず行き詰まる。

支援法の施行前に、重度の知的障害者が暮らす施設に行ったことがある。一番長い入所者は1千万円ぐらいの預貯金を持っていて、多くは600万円。施設でかかる経費も食事もただで、障害年金は一切使わなかった。ところが、在宅の人は同じ障害年金から食費を出している。不公平ではないかと、支援法で食費も取るようになった。

負担を求める以上、所得保障は必要だ。消費税が上がった時に、障害年金を現在の1級、2級のほか、さらに手厚い特級を設けたい。2級で月6万6千円、1級でその1.25倍という水準から、1.5倍ぐらいに上げた方がいい。将来的には介護保険の「普遍化」が必要だ。介護保険の中に障害者サービスを入れる「統合」ではなく、介護保険のサービスも障害者も使える部分は使おうという考えだ。また、24時間介護が必要な重度の障害者は、医療保険の対象でもあり福祉の対象でもあるようにした方がいい。

内閣府の調査では、支援法でサービスを利用している人の3分の2が満足している。与党は利用者負担の見直しを検討しているが、原則は守ってもらいたい。応益負担に戻すと障害者予算に財政難のしわ寄せが来かねないからだ。

(聞き手・中村靖二郎)